ネットワーク機能付き事務機セキュリティガイドライン Ver.2.00 適合宣言書

本宣言書は,宣言の対象製品が"ネットワーク機能付き事務機セキュリティガイドライン Ver.2.00"の要求事項に適合していることを宣言するものである。

表.1-ガイドライン適合宣言書

公正 ガードラーク 起口三日目							
ネットワーク機能付き事務機セキュリティガイドライン Ver.2.00 適合宣言書							
本製品は,一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会が定めた"ネットワーク機能付き事務機セキュリティガイド							
ライン Ver.2.00(JBMS-90)"に準拠して開発されています。							
申請者	東芝テック株式会社						
適合宣言者	ワークプレイス・ソリューション事業本部 MFP商品企画部 部長 平野幹郎						
申請日	2024/1/26						
製品分類	デジタル複合機						
製品名	e-STUDIO2021AC						
ファームウェアバージョン ^{a)}	TS20SD0W1801						
機能概要	本製品は、コピー、スキャン、プリント、ファクス、文書の保存と取り出し機能を備えたネットワーク機能を有するデジタル複 合機である。						
搭載機能	サポート	備考					
プリント機能	Y						
スキャン機能	Y						
ファクス機能	Y						
コピー機能	Y						
インターネット通信機能	Y						
大容量ストレージ機能	Y						
注 ³⁾ このバージョンと、これより新しいバージョンが"ネットワーク機能付き事務機セキュリティガイドライン Ver.2.00"に適合する。							

表.2-ガイドライン実施状況

ネットワーク機能付き事務機セキュリティガイドライン Ver.2.00 実施状況						
分類	参照 a)	要件ID	機能要件	ステータス ^{b)}	サポート ^{c)}	
セキュリティ 機能要件	3.2.1	IA-1	管理者の認証	M	Y	
	3.2.2	IA-2	デフォルトパスワードの変更	M	Y	
	3.2.3	IA-3	認証失敗時のアクション	M	Y	
	3.3.1	MT-1	機器のセキュリティ設定管理	M	Y	
	3.3.2	MT-2	セキュリティ設定の初期化	M	Y	
	3.4	PT-1	ファームウェアアップデート機能	M	Y	
	3.5	DP-1	大容量記憶装置データ保護	MC d)	Y	
	3.6	TP-1	インターネット通信データ保護	MC e)	Y	
	3.7	NI-1	PSTNファクスとネットワーク間の分離	MC f)	Y	
セキュリティ 保証要件	4.2	CM-1	構成管理	M	Y	
	4.3	PR-1	運用環境	M	Y	
	4.4.1	FR-1	問い合わせ窓口	M	Y	
	4.4.2	FR-2	ファームウェアの提供	M	Y	
脆弱性評定	5.2	VA-1	脆弱性スキャナーによる検証	M	Y	
	5.3	VA-2	未使用TCP/UDPポートのクローズ	M	Y	
	5.4	VA-3	デバッグポートのクローズ	M	Y	

M 規定は必須要件である。

MC 規定は必須要件であり、条件付きである。

- Y 実装によってサポートされる。
- N 実装ではサポートされていない。
- 当該規定は適用されない(条件付き必須要件の規定で、当該条件が当該製品に適用されないと判断された場合にだけ適用される)
- $^{\rm d)}$ 大容量ストレージデバイス(HDD/SSD)を内蔵するHCDは必須とする。
- ^{e)} インターネットを介して通信する機能をもつHCDは必須とする。ルータを越えられないプロトコルだけもつHCDの場合は要求しない。
- f) potmワッカフ機能なよっHODは立石レナス

表.3-ガイドライン適合宣言書資料確認

ネットワーク機能付き事務機	表.1-ガイドライン適合宣言書 記載事項確認	abla
セキュリティガイドライン Ver.2.00	表.2-ガイドライン実施状況 記載事項確認	\square
適合宣言書資料確認	確認日	2024/1/26

^{b)} ステータス欄は,規定の状態を示す。以下の表記を用いる。

^{c)}サポート欄は、本ガイドライン適合宣言書の宣言者が記入する。